

初動体制について

I 総務部(課)

- 市町村災害対策本部の状況、避難所の設置状況
- ライフライン、交通網の状況
- 福祉センター周辺の被災状況
- 理事、評議員の状況
- 自治会、青年会議所が把握している状況

II 地域福祉部(課)

- 民生委員・児童委員、ボランティア、NPO、当事者団体が把握している状況
- 近隣社協の状況、市内巡回による地域ごとの被災状況

② 職員及び〇〇市町村社協の被災状況等の確認

各課長は、管下職員等について、以下の事項を確認し、事務局長へ報告する。

- 職員の参集状況、施設利用者の被災状況
- 職員の負傷、家族や自宅の被災状況
- 福祉センター建物の被災状況
- 備品、書類等の被害状況

(6) 関係機関への状況報告及び支援要請について

各課長から報告された内容について、事務局長は会長、常務理事、市町村災害対策本部及び県社協へ状況を報告する。その他、新たな情報が入り次第、適宜、状況報告を行うものとする。

また、〇〇市町村社協のみでは対応不可能と判断された場合、事務局長は会長と協議し、『千葉県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定』に基づき、所定の様式により県社協に支援要請を行う。(P. 92, 93)

支援要請後も被災状況の確認を継続すると共に、できうる対応を行い、速やかに支援が受け入れられるよう努める。

(7) 〇〇市町村社協災害対策本部の編成

被災状況に応じて、〇〇市町村社協災害対策本部を立ち上げる。以後の方針決定については、〇〇市町村社協災害対策本部が行う。

〇〇市町村社協災害対策本部の第1候補地は、〇〇市町村社協本所とする。第2候補地は、〇〇支所とする。なお、第1候補地が災害ボランティアセンターの設置場所となる場合等においては、第2候補地に置く。

■社協災害対策本部候補地

【第1候補地】

〇〇市町村社会福祉協議会 本所 〇〇市〇〇◇◇◇-□ △△センター内
電話 〇〇〇〇-□□-△△△△ FAX 〇〇〇〇-□□-△△△△

【第2候補地】

〇〇市町村社会福祉協議会 ◇◇支所 〇〇市〇〇◇◇◇-□ △△センター内
電話 〇〇〇〇-□□-△△△△ FAX 〇〇〇〇-□□-△△△△